

第54回全国高等学校選抜ホッケー大会

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

※本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況、社会状況などに応じて、随時改定されるものである。絶えず、最新の基本方針を活用していただきたい。

※本ガイドラインの事項が、全国高等学校選抜ホッケー大会開催における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の全てを網羅してはいないため、信頼できる関係機関が発信する情報を常に確認し、十分な対策を講じていただきたい。

※本方針に記載のない事項が、必ずしも対策が不要ということではない。競技会場や参加人数など、状況に応じ対策が必要となる場合がある。

第1版 令和4年3月13日 作成

第2版 令和4年9月15日 改訂

第3版 令和4年10月15日 改訂

第4版 令和4年11月25日 改訂

第54回全国高等学校選抜ホッケー大会実行委員会

1 基本方針

- (1) 本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会）、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）、各中央競技団体等が示す大会開催時のガイドライン、各業種別ガイドライン、「コロナ社会を生き抜く行動指針」（岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）等を参考に、第54回全国高等学校選抜ホッケー大会における競技会開催による新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、可能な限り感染リスクを抑える競技会運営とすることを目的に作成する。
- (2) 大会の開催にあたっては、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和3年11月5日改訂）」と各中央競技団体策定のガイドラインに沿って感染防止対策を徹底するとともに、開催施設の属する市町及び開催施設の定める予防対策を遵守し、競技会を実施する。
- (3) 生命、健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを排除した環境を整えるとともに、選手・チーム、引率者、競技役員、運営スタッフ等が安全に活動できる環境を最大限整えた上で実施する。
- (4) 本ガイドラインは、今後の感染状況に応じて、随時、必要な更新を行う。

開催について

【開催する主たる目的】

1 ホッケー競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に実施してきた経緯を踏まえるとともに、競技力向上を目途とし、地方公共団体や公益財団法人日本スポーツ協会、地域のスポーツ協会等とも連携し、将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を育成する。

2 対象者

(1) 参加者

- ア 選手団（選手、監督、チームスタッフ、ベンチアシスト 等）
- イ 競技会運営者（大会役員、競技会役員、審判員、補助員、看護師 等）
- ウ 報道員（それに準ずる者も含む）

(2) 来場者

- ア 観客

3 競技会実施前

(1) 競技会実施ガイドラインについて

中央競技団体等の定めたガイドラインが策定されている場合は、本ガイドラインと併せて、参加者・来場者へ周知を行う。

(2) 開催規模についての検討

- ア 参加人数や参集範囲について、予め検討する。
- イ リスクへの対応が整わない場合、中止・延期を検討する等慎重な対応を行う。

(3) 利用施設の確認事項

- ア 入場制限の有無
- イ 試合会場や控室、更衣室等の換気環境（換気に問題がある場合は、立入禁止や入場制限等の対策をとる）
- ウ 観客席等の環境（密集を避けるため、できるだけ2 m、最低1 mの間をとる）エ ゴミの廃棄方法等
- エ 食事の場所（食事の時は、一同に集まるのではなく、時間差をつけて、距離をできるだけ2 m最低1 m空けられる場所を確保する）
- オ 声援や掛け声の可否
- カ 参加者・来場者の導線やエリアコントロール等のゾーニング（来場者の入場を認める場合は、参加者と来場者の出入り口を分ける等の工夫を行う）

(4) 参加者・来場者への周知（依頼）事項

競技会実施前に必ずガイドラインを確認するよう呼びかけを行い、競技会において講じられる新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を提供し、競技会場等で混乱を避けるよう努める。
また、ガイドライン上の留意事項を遵守できない者には、他の参加者の安全確保の観点から、参加取消や、途中退場等の措置を講じる場合がある旨の周知を行う。

- ア 手指衛生の励行
- イ 競技及びウォームアップ実施時以外、常時マスクの着用
※持参忘れや破損等の為の予備マスク用意の呼びかけを行う。
- ウ ソーシャルディスタンスの確保
- エ 「3密」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避（できる限り「ゼロ密」を目指す）
- オ 禁煙の推奨
- カ 競技会7日前からの健康と行動の記録・保管、競技会後7日間の記録・保管
※原則、実行委員会が定める「健康調査票」【様式1】に記録、各自で保管する。
- キ 体調不良の場合（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、頭痛、味覚嗅覚の異常等）の参加自粛
- ク マスクは必ず着用し、大声での会話・応援は控えるようにする
- ケ 大会期間中の会食の自粛・食事時の会話の自粛
- コ 参加者・来場者等のゾーニング確保・エリアコントロールの徹底
- サ 諸室、共用物品の消毒の徹底
- シ ワクチン接種の推奨

(5) その他

- ア 土日祝日に競技会を行う場合、当日の参加人数等を踏まえ、「ぎふ救急ネット」（岐阜県内の医療機関の情報をインターネットを通じて提供するシステム）等により、競技会当日の当該地域の当番医の状況を確認しておくことが望ましい。
※「ぎふ救急ネット」では救急医療情報（最寄りの救急医療機）や医療機関情報（地域の医療機関や歯科医療機関）が検索可能。

- イ 関係者及び参加者に感染が確認された場合に備え、保健所や公的機関に連絡がとれる体制を確保する。

4 競技会実施時

(1) 受付・入場対応

- ア 受付窓口及び出入口付近へ手指消毒剤を設置する。
 - イ 受付対応のスタッフは必ずマスクを着用する。
 - ウ 受付時、距離を取って並ぶよう目印等の設置を行う。
 - エ 受付時、検温の呼びかけを行う。
 - <チェックポイント>
 - 発熱や風邪等の症状の有無
 - 当日の検温記録等の記録漏れの有無
- ※チェックポイントにおいて症状や記録の不備がある場合は、受付・入場を一旦取りやめる。
記録の不備については、不足項目の確認（検温等）を行う。
- ※体調不良者（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常等）がある場合は、「8 競技会参加者の参加可否について」を参照して受付・入場の可否を判断する。
- オ 受付終了後、参加団体ごとにまとめた入場を呼びかける。
 - カ 参加者や来場者の出入口の制限等、入退場を管理し、人数制限がある場合は厳守する。

(2) 競技実施中

- ア 手洗い場にポンプ式石鹸の設置及び「手洗い 30 秒以上」、「トイレの後は蓋を閉めて流す」等の掲示を行う。
- イ 更衣室、休憩スペースの換気を行い、利用を短時間に制限すること。（換気に問題のある場合は立入禁止や入場制限等の対策を行う）
- ウ 観客席の入場を認める際には、密集を避けるため、できるだけ 2 m、最低 1 mの間をとる。
- エ 監督会議は、感染防止の観点から、事前に必要な連絡事項をメール、書面等で周知する等の工夫を検討し、実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保等の感染防止対策を講じる。
- オ 開会式は、参加者の間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等の感染防止対策を講じる。
- カ 表彰式を実施する場合は、参加者の間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等の感染防止対策を講じる。
- キ 参加者への注意事項について掲示し、遵守されているか定期的な巡回を行う。
- ク 試合終了後、使用したベンチ等の消毒（参加者にて実施）の指導を行う。
- ケ 共有物や、複数の参加者が触れる場所（ドアノブやトイレのレバー等）は、定期的（1～2 時間に 1 度程度）に消毒を行う。
- コ ゴミについて、ビニール袋等で密閉し、処理を行う。
- サ 食事上の必要以上の会話は控えるよう注意喚起すること。やむを得ず会話をする場合は、食事中であってもマスクを着用する。

シ 参加者に対して、競技会終了後に感染が判明した時の連絡先を周知・公表しておく。

(3) 宿泊関係

- ア 宿泊施設は、最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本ホテル連盟）に基づいた感染予防対策を十分に講じている施設を利用する。
- イ チェックイン・チェックアウト手続きについては、代表者が一括で行う。
- ウ 部屋割りは、一人部屋が望ましいが、困難な場合は少人数（最大3名）の部屋割りとなるよう配慮する。複数人での利用の場合、室内では常時マスクを着用することが望ましい。
- エ 部屋の換気を良くする。推奨されている室内湿度である50～60%に保つよう心掛ける。
- オ 食事の時は、選手団が一同に集まるのではなく、時間差をつけて、隣の人との距離（できるだけ2m、最低1m）を空けられるようにし、必要以上の会話は控える。
- カ 食事の際は、宿舎からの指示等に従い、感染のリスクを低減するよう努める。
- キ 宿舎共用部（例：エントランスやワックスルーム等）では、混雑が起こらないよう譲り合って使用するとともに、人数制限等宿舎からの指示等に従う。
- ク ミーティング等は、ビデオ会議（オンラインミーティング）を活用し、接触を極力避ける。対面で実施する場合は、部屋の広さ（参加者間ができるだけ2m、最低1m）や換気に留意し、「3密」の状態とならないようにする。
- ケ 宿泊施設従業員、他の宿泊客との接触を極力減らすことを心掛ける。
- コ 選手の治療やコンディショニングに際しては、多数が一度に集まらないように工夫し、部屋の換気を繰り返す。マスク・手袋・手指消毒等標準予防策をとった上で対応する。また、環境や使用する器具等の消毒を行う。
- サ 風呂を利用する際は、「3密」を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。
- シ 宿泊施設内で体調不良（例：発熱、咳、のどの痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常等）を訴える者が出た場合は、即座に個室に隔離し、所属県本部役員（帯同スポーツドクター等）に相談の上、医療機関を受診させ、岐阜県実行委員会事務局にも連絡を入れる。
※詳細は、「5 体調不良者発生時の対応」参照
- ス その他、宿泊施設内での行動は宿泊施設が定める感染防止対策並びに各中央競技団体が定める感染防止対策に従うこととする。

(4) 移動について

- ア 専用の移動手段を手配することが望ましい。
- イ 公共交通機関を利用する場合は、感染予防の観点から、移動中のマスクの着用、手指衛生の徹底、必要以上の会話や飲食は避け、さらに可能な限り座席をまとまって搭乗、乗車し、一般客との接触を避ける。
- ウ バス移動に関しては以下の点を遵守する。
- 各業種別ガイドラインに基づいた感染予防対策を十分に講じている運行会社を利用する。
 - 移動中は必ずマスクを着用し、密を避けるべく隣り合う座席には座らない。

- 最大乗車人数を定員の2分の1までとし、必要な場合は2台に分乗することが望ましいが、難しい場合はマスク着用の徹底、喚起等の感染防止対策をとる。

5 体調不良者発生時の対応

(1) 大会当日に体調不良が確認された場合

- ア 大会当日に体調不良者（例：発熱、咳、のどの痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常等）が発生した場合は、該当者をホテル待機とし、他の選手から隔離する。
- イ 救護所スタッフ等は、体調不良者への対応時は、手袋、サージカルマスク、フェイスシールド、長袖ガウンを着用する。
- ウ 担当者は、救護所スタッフと協議し、医療機関への受診が必要かつ救急搬送が必要な場合、救急搬送要請（119番）を行う。また、医療機関への受診が必要なものの救急搬送の必要がない場合は、受診・相談センターに電話相談し、当日の対応可能な医療機関（発熱等診療医療機関）を確認し、受診させる。（<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/25920.html>）
- エ 休日等において、当日に対応可能な医療機関がない場合は、体調不良者の状況を踏まえ必要に応じて当該地域の当番医を受診させる。
- オ 発熱等診療医療機関等への受診にあたっては、受診前に当該医療機関に電話連絡し、受診可能時間等を確認する。
- カ 発熱等診療医療機関等への移動は、原則、本人又は選手団の責任で行う。
- キ 体調不良者が生じた旨及び対応結果等を、当該チームを通じて、実行委員会へ報告する。

(2) 宿舎において体調不良が確認された場合

- ア 宿舎において、体調不良が確認された場合は、上記5（1）ウからキまでと同様に対応する。
- イ 宿舎では、医療機関受診までの間は、体調不良者を客室内に待機させるとともに、体調不良者と同部屋に宿泊している宿泊者は別室に移動し待機する。

(3) 感染が確認された場合

- ア 感染が確認された者は、岐阜県内の宿泊療養施設への入所、入院等保健所の指示に従い、療養する。なお、無症状又は軽症の場合は、公共交通機関を利用せず帰宅し、居住地を管轄する保健所の指示に従い、療養する。
- イ 実行委員会は、当該競技団体とともに関係機関と連携し、感染者及び濃厚接触者（新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と1m程度以内で15分以上接触があった場合）についての情報収集を行う。
- ウ 実行委員会は、「7 競技会開催可否判断について」に基づき、残りの試合及び選手選考の取り扱いについて当該チームと協議し、競技会実施の判断を行う。
- エ 公表にあたっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に十分注意する。
- オ 参加者・来場者のうち、競技会終了後7日以内に新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となった場合は、速やかに当該競技団体へ報告する。

6 感染症の事後処理

- (1) 大会期間中及び競技会終了後 7 日以内に、新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者が大会参加者・来場者に発生した場合は、実行委員会に報告する。

7 競技会開催可否判断について

(1) 競技会開催可否検討基準

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により以下の状況となった場合、実行委員会は主管団体等に対する状況確認を行った上で、競技会の開催可否を検討する。

なお、以下の状況となった場合、自動的に中止・延期を決定するものではない。

- ア 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が発令された場合
- イ 競技会開催地である自治体独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合
- ウ 各県選手団の参集が困難な場合
- エ 参加申込締切時点で各県の選手選考が困難な場合
- オ 競技会に参加している者および競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者等が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合
- カ その他、新型コロナウイルス感染症に起因する事象により競技会開催が困難と想定される場合

(2) 競技会開催可否決定手順

- ①実行委員会は、前述基準により主管団体と協議し、開催可否を決定する。
- ②実行委員会及び主管団体は、大会関係者や参加者等に開催可否を連絡する。

8 競技会参加者の参加可否について

(1) 感染者への対応

【症状がある場合】

- ア 発症日（症状が出現した日）から、5 日間以上かつ症状軽快後 72 時間経過後
- イ 発症日（症状が出現した日）から 5 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に、PCR 等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以降に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合は、競技会参加を認めても構わない。

【症状がない場合】

検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から 5 日間経過した場合は、競技会参加を認めても構わない。

【無症状者が途中症状が出た場合】

当初無症状の人であっても、途中で症状が出現した場合は、発症日を起算日として 5 日間以上経過後は、競技会参加を認めても構わない。

- (2) 濃厚接触者への対応（濃厚接触とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と 1m 程度以内で 15 分以上接触があった場合」と定義します）

発端となる同居の感染している者が発症する等してから 5 日間経過している場合は競技会参加を認めても構わない。

ただし、2日目と3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できた場合は、3日目で競技会参加を認めても構わない。

※上記のいずれの場合でも、自宅待機期間が終了した後も7日間が経過するまでは、自身による健康状態の確認を行うことや会食を控える等の感染対策を徹底する。

- (3) 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、頭痛、味覚嗅覚異常等〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応

現地入りの2週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該選手は参加を辞退する。または、派遣を取り消す。但し、次の A. 及び B. の両方の条件を満たしている場合、競技会への出場を認めても構わない。

A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも5日が経過している（5日が経過している：発症日を0日として7日間のこと）。

B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも72時間が経過している
但し、上記A. B. を満たさない場合であっても、薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと（注1）（注2）（注3）を示す医師の診断書があれば、出場（来場）可能。主催者への報告が必要。PCR 検査等が推奨される。




（注1）：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR 検査等が推奨される。

（注2）：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。

（注3）：医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。

（4）感染等で外出を自粛していた直後の競技会参加に際しては、体調に十分注意し、怪我が起こらないよう注意喚起する。

《参考資料》

日本スポーツ協会新型コロナウイルス対応関連特集サイト https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html	
健康管理アプリケーション「GLOBAL SAFETY」 https://apps.apple.com/jp/app/global-safety/id1543996999	
ぎふ救急ネット https://www.qq.pref.gifu.lg.jp/qq21/WP0101/RP010101BL	

各チームで保管してください

様式1

健康調査票

学校名	学年		住所													
	氏名	学年	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28
連絡先(電話番号)																
月/日	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28		
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
咳(せき)、のどの痛み、鼻水など風邪の症状 たるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困 難)																
体が重く感じる、疲れやすい等																
味覚や嗅覚の異常																
新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との 濃厚接触																
同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がい る																
政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と されている国、地域等への渡航又は当該在住者 との濃厚接触がある																
渡航国名(滞在先・経由地)	渡航期間															
相路記述:相路しないこと、連絡しておきたい ことが有れば、記載して下さい。																
<input type="checkbox"/> 本人サイン																

【留意事項】

- ※検温時間については、出来るだけ決まった時間で測定するように心がけて下さい。
- ※競技会参加日前後2週間の健康観察について、ご活用下さい。
- ※濃厚接触とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と1m程度以内で15分以上接触があった場合」と定義します。
- ※競技会終了後この用紙は、30日臨床保管して下さい。また、主催者側の要望があった場合は、提出して下さい。

【記載に関して】

- ・体温は計測の数値を記入して下さい。
- ・各項目に該当する場合は(O)、しない場合は(X)を記入して下さい。
- ・海外渡航歴がある場合は、渡航先(滞在地・経由地)を記入して下さい。
- ・健康等相談、連絡したいことが有れば、記入して下さい。

受診・相談センター

「受診・相談センター」一覧

所管区域	受診・相談センター	電話番号	FAX 番号	対応時間
羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡	岐阜保健所	058-380-3004	058-371-1233	平日 9 時 0 0 分 ~ 1 7 時 0 0 分
大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡	西濃保健所	0584-73-1111 (内線 273)	0584-74-9334	
関市・美濃市・郡上市	関保健所	0575-33-4011 (内線 360)	0575-33-4701	
美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡	可茂保健所	0574-25-3111 (内線 358)	0574-28-7162	
多治見市・瑞浪市・土岐市	東濃保健所	0572-23-1111 (内線 361)	0572-25-6657	
中津川市・恵那市	恵那保健所	0573-26-1111 (内線 258)	0573-25-1174	
高山市・飛騨市・下呂市・大野郡	飛騨保健所	0577-33-1111 (内線 309)	0577-34-8327	
岐阜市	岐阜市保健所	058-252-0393	058-252-0639	

「受診・相談センター」一覧

対応区域	受診・相談センター	電話番号	対応時間
県内全域	休日夜間窓口	058-272-8860	【平日】17 時 00 分～翌 9 時 00 分 【土日祝日】24 時間

